

◆^{りよう}利用するときの^{ひよう}費用について

サービスを利用するときは、利用にかかる費用の1割を利用者が負担します。ただし、世帯の所得に応じて、月額の上限が下の図のとおり決められています。一カ月で1割負担した費用と、決められた一カ月の上限額のうち、どちらか低い方が、その月の負担額になります。

※昼食代などの実費費用は、除きます。

くぶん 区分	せたい しゅうにゆうじょうきょう 世帯の収入状況	ふたん じょうげんがく げつがく 負担上限額(月額)
せいかつほご 生活保護	せいかつほご じゆきゆうせたい かた 生活保護受給世帯の方	えん 0円
ていしよとく 低所得	しみんぜい ひかぜい せたい かた 市民税非課税世帯の方	えん 0円
いっばん 一般1	しみんぜい かぜい せたい かた 市民税課税世帯の方 (所得割16万円未満) ※20歳以上の入所施設利用者および、グループホーム利用者を除く	えん 9,300円
いっばん 一般2	じょうき いがい 上記以外	えん 37,200円

しよとく ほんだん 所得を判断するときの世帯の範囲
しやうがいしやほんにん はいぐうしや しせつ にゆうしよ さい のぞ 障害者本人とその配偶者(施設に入所する18、19歳を除く)